

令和四年政令第二百一十九号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法

内閣は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（平成元年法律第三十七号）、第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第四十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(木葉・木村西葉記賃金の償還期間の半條)
第一条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第二項の政令で定める期間は、十二年以内とする。
第二条 法第二十五条第二項の政令で定める種類の資金及びその種類ごとの政令で定める期間は、次の表のとおりとする。

第三条	法第四十二条第一項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る出願品種が認定基盤確立事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、これを農林水産大臣に提出しなければならない。	五年以内
一	申請人の氏名又は名称及び住所又は居所	
二	申請に係る出願品種の属する農林水産植物（種苗法（平成十年法律第八十三号）第一条第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称	
三	法第四十二条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別	
四	出願料の軽減を受けようとする旨	
二	法第四十二条第一項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付すべき書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。	
一	申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次条第二項において「従業者等」という。）が育成した同法第八条第一項に規定する職務育成品種（次条第二項第一号において「職務育成品種」という。）であることを証する書面	
二	申請に係る出願品種についてあらかじめ種苗法第八条第一項に規定する使用者等（次条第二項第二号において「使用者等」という。）が同法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（次条第二項第一号において「品種登録出願」という。）をすることを定めた契約、勤務規則その他の定めの写し	
三	農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。	
四	法第四十二条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る登録品種が認定基盤確立事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、これを農林水産大臣に提出しなければならない。	
一	申請人の氏名又は名称及び住所又は居所	
二	申請に係る登録品種の品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。）の番号	

四　法第四十二条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別登録料の軽減を受けようとする旨

二　法第四十二条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付すべき書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請に係る登録品種が從業者等が育成した職務育成品種であることを証する書面

二　申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は從業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することを定めた契約、勤務規則その他の定めの写し

農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

附　則　抄

(施行期日)　この政令は、法の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。